

【契約書（案）】

（目的）

第1条 本契約は乙（※派遣元事業所）が、労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者（以下、「派遣労働者」という。）を甲（※派遣先事業所）に派遣し、甲の指揮命令を受けて甲の業務に従事させるために派遣することを目的とする。

（総則）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣を行い、又は労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（以下、「派遣先指針」という。）及び「派遣元が講ずべき措置に関する指針」（以下、「派遣元指針」という。）を遵守する。

（反社会的勢力の排除に関する特約）

第3条 甲と乙とは、本契約に関して、次の各号の事項を確約する。

1) 役員等経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は団体（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと。

2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと。

② 甲と乙とは、本契約に関して、自ら又は第三者を利用して次の行為をしないことを確約する。

1) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（労働者派遣契約の締結）

第4条 本契約は、甲が派遣を要請する都度、派遣労働者の派遣就業の条件その他労働者派遣法第26条第1項にいう派遣労働者が従事する業務（以下、「派遣業務」という。）、人員、派遣期間その他の事項について締結する。

② 乙は、本契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、その他労働者派遣法及び同法施行規則等に定める事項を通知しなければならない。この場合の通知は、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）により行う。

③ 甲及び乙は、本契約書を当該労働者派遣の終了日より3年間保管する。

（契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、派遣期間（※平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで）と同様とする。ただし、甲乙合意のうえ、同一の条件で更新することができる。この場合における契約は、あらためて契約書を締結するものとする。

② 前項ただし書の場合において、第6条の派遣料金については、別途甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

(派遣料金)

第6条 本契約の労働者派遣の派遣料金は契約書に定めるとおりとする。(※入札後、契約書に記載)

②派遣料金の請求については、乙の請求時に有効な消費税法及び地方税法上適用される税率を含んだ請求金額を表示する。ただし、この場合において消費税額に1円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

③甲及び乙は、経済事情の変化、諸経費の変動等により、第1項の派遣料金の増減改定の必要が生じたときは、甲乙いずれからも請求することができるものとし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(遅延損害金)

第7条 甲は、天災地変等やむを得ない事由による場合を除き、甲の責めに帰すべき事由により前条の支払日までに支払いを履行することができない場合は、その支払期日の翌日から支払い済みにいたるまで年14.6%の遅延損害金を付加して乙に支払わなければならない。

(派遣先責任者)

第8条 甲は、自己の雇用する労働者の中から、事業所その他派遣就業場所ごとに、派遣先責任者を選任し、次の各号の事項を行わせなければならない。

- 1) 派遣労働者を指揮命令する者に対する、本契約についての周知。
- 2) 派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理。
- 3) 乙との連絡調整に関する事。
- 4) 労働者派遣法、同法施行規則、及びその他厚生労働省令に定めること。

(派遣元責任者)

第9条 乙は、自己の雇用する労働者の中から、事業所ごとに、派遣元責任者を選任し、次の各号の事項を行わせなければならない。

- 1) 派遣労働者に対する、必要な助言及び指導。
- 2) 派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理。
- 3) 派遣労働者の個人情報の管理に関する事。
- 4) 甲との連絡調整に関する事。
- 5) 労働者派遣法、同法施行規則、及びその他厚生労働省令に定めること。

(指揮命令者)

第10条 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、本契約に定める就業条件を遵守し業務に従事させることとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

② 指揮命令者は、業務の処理について、本契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう業務処理方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

③ 甲は、指揮命令者の不在の場合の代行命令者も定めておくものとし、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めなければならない。

（派遣労働者からの苦情処理に関する事項）

第 11 条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者を選任し、苦情処理方法、連携体制において当該苦情の迅速な処理を行わなければならない。

（派遣労働者の特定を目的とする行為の制限）

第 12 条 甲は、本契約を締結するに際し、派遣労働者の特定を目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するための事前面接、履歴書の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしてはならない。また、乙はこれらの行為に協力してはならない。

（派遣労働者の交替等）

第 13 条 派遣労働者が就業するに当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

② 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。

③ 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

（雇用の禁止）

第 14 条 甲は本契約期間中に乙の派遣労働者を雇用してはならない。

（派遣就業条件の確保）

第 15 条 甲及び乙は、労働基準法及び労働者派遣法等の定めに従い、派遣労働者に本契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう派遣労働者に適用する就業規則及び諸規則等を整備し、派遣就業条件の確保を図らなければならない。

② 乙は、甲が派遣労働者に対し、時間外労働、休日労働を行わせることがある場合には、労働基準法等に定める時間外、休日に関する労使協定その他所定の法令上の手続き等をとらなければならない。

③ 労働者派遣のこれらの条件未整備の責任は、労働基準法及び労働者派遣法等の定めに従い、甲乙各自が負わなければならない。

（年次有給休暇）

第 16 条 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、甲へ事前に通知するものとする。

② 甲は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が正常な業務に支障を来すと認められる場合にのみ、甲は乙に対しその具体的な事情を詳細に明示して、乙が当該派遣労働者に対し、取得予定日の変更を依頼することができる。

(業務上災害等)

第 17 条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

- ② 甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。
- ③ 甲は、派遣労働者が労働災害により死亡又は負傷等したときは、甲の事業所の名称等を記入の上、労働安全衛生法及び同施行規則の定めに従い、甲の事業場を管轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出し、その写しを乙に送付しなければならない。
- ④ 乙は、甲より送付された前項の写しの内容を踏まえて労働者死傷報告を作成し、乙の事業所を管轄する労働基準監督署に提出しなければならない。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取り扱い)

第 18 条 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第 35 条及び同法施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

- ② 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者及び関係者の個人情報を正当な理由なく他に洩らし、又は開示してはならない。本契約に関わった役員及び労働者にもその徹底遵守を指導するものとする。

(営業の秘密及び個人情報の守秘義務)

第 19 条 乙は、派遣業務の遂行により知り得た甲及び取引先その他関係先の業務に関する営業の秘密及び個人情報について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならず、派遣労働者にもその徹底遵守を指導する。

(公益通報者の保護)

第 20 条 甲及び乙は、派遣労働者が甲の業務に従事する場合において、甲の役員、労働者、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を甲若しくは甲が予め定めた者、当該公益通報対象事実について処分、若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又は当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲は本契約の解除や派遣労働者の交替を求めること、その他不利益な取り扱いをしてはならず、乙は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

- ② 乙は、派遣労働者が前項で定める通報を行い保護される等正当な理由がある場合、損害賠償の責を負わない。

(提供物等の管理)

第 21 条 乙及び派遣労働者は、業務の遂行にあたって甲より提供された物(什器・備品・帳票類等)等を、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理、保管しなければならない。

- ② 派遣労働者は、甲から提供された物等を甲の指定した目的以外には使用してはならず、甲の承諾を得ずに複製・複写してはならない。

(金銭の取扱い、自動車の使用その他特別な業務)

第 22 条 甲が、派遣労働者に現金、有価証券その他これに類する証券及び貴重品の取扱いをさせ、又は自動車を使用した業務その他特別な業務に就労させる場合には、本契約にその旨を明示し、派遣中にかかる業務をさせる必要が生じたときは、甲乙間で別途定める。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、派遣労働者が本契約に定める業務を遂行するにあたって甲の指揮命令又は諸規則等に反し、若しくは故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合に、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者の派遣労働者に対する指揮命令等の過失(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。)その他甲の責に帰すべき事由により生じたと認められる場合は、この限りではない。

(契約解除)

第 24 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係諸法令又は本契約の定め違反した場合には是正を催告し、相当な期間内には是正がないときは契約の全部又は一部を解除することができる。

② 甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当するに至ったときは何らの催告を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。

1) 本契約について、債務不履行があったとき。

2) 甲又は乙が破産、民事再生、解散、会社更生等の申し立てがあったとき、又は自ら申立をしたとき。

3) 甲が、派遣料金を 3 回支払わなかったとき。

③ 前項により本契約が解除された場合において、乙は、派遣労働者に対して派遣先である甲での就労を中止し、速やかに派遣元である乙に復帰させる等の適切な指示を行わなければならない。

④ 本条に基づく解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(解除制限)

第 25 条 甲は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として、本契約を解除することはできない。

(派遣受入期間の制限のある業務と抵触日通知等)

第 26 条 甲及び乙は、派遣就業の場所ごとの業務について、労働者派遣法第 40 条の 2 第 2 項に定める派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣(同法第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するものを除く。)を受け入れ、又は行ってはならない。甲はこれらに該当する業務について本契約を締結するものとする。本契約の締結後に、甲において派遣受入期間を定め、又はこれを変更する場合も、その都度乙に対して、同様の方法により抵触日の通知をするものとする。

② 甲は、前項の業務について、3 年を超える期間労働者派遣を受けようとする場合は、同法第 40

条の2第3項に定める意見聴取期間に、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）に対し、厚生労働省令に定めるところにより、その意見を聴くものとする。本契約を締結後に、甲において派遣受入期間を変更する場合も同様とする。甲は同法第40条の2第3項により派遣可能期間を延長したときは、速やかに、乙に対し、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、同法第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。本契約の締結後に、甲において派遣受入期間を定め、又はこれを変更する場合も、その都度乙に対して、同様の方法により抵触日の通知をするものとする。

③ 甲及び乙は、甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（同法第40条の2第1項各号のいずれかに該当するものを除く。）を受け入れ、又は行ってはならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第27条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、松江地方裁判所又は松江簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第28条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項について、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決にあたるものとする。